

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年十月十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イーストランド  
所在地 津山市川崎一四七

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和  
住所 津山市川崎一四七  
代表者の氏名 代表取締役 石原 祐佑

### 3 変更事項

(変更前)

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前十時（コーナン商事株式会社は午前九時）
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後九時（株式会社マルイ及び株式会社バックスは年間三ヶ月に限り午後十時）
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後九時三十分まで  
(ただし、年間三ヶ月に限り午後十時三十分まで)

(変更後)

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前七時（株式会社マルイは午前九時、株式会社バックスは午前十時）
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後十二時（コーナン商事株式会社は午後九時、株式会社バックスは午後十時）
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時三十分から午前〇時三十分まで

### 4 変更年月日

平成十七年十月八日

## 二 届出年月日

平成十七年十月七日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成十七年十月十四日から平成十八年二月十四日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課